

新型コロナウイルス感染拡大に伴う自動車共済・自賠責共済の

ご継続手続き等の特別措置について

当組合では、ご契約者様が新型コロナウイルスに感染した場合や、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合、あるいは感染防止の観点から対面でのお手続きをご希望されない場合等を対象とし、自動車共済・自賠責共済の継続契約の締結手続きや共済掛金の払込み等に関しまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

I. 継続契約に係る特別措置

【自動車共済】 ※必ず事前に当組合の業務部までお申し出ください。

1. 継続契約の締結手続き猶予

令和2年3月16日から令和2年9月30日までにご契約満期日が到来する共済契約に対する継続契約の締結手続きにつきまして、最長の場合、令和2年9月30日まで猶予いたします。

2. 共済掛金の払込み猶予（契約内容変更による共済掛金の払込みを含みます。）

令和2年3月16日から令和2年9月30日までにご契約者様が払込むべき共済掛金の払込みにつきまして、最長の場合、令和2年9月30日まで猶予いたします。

【自賠責共済】

1. 継続契約の締結手続き猶予

自動車検査証記載の有効期間の満了日が令和2年2月28日から令和2年6月30日※1※2の自動車に付保された共済契約であり、令和2年2月28日から令和2年7月1日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和2年7月1日を限度として、猶予いたします。

※1 7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に自動車検査証の「使用の本拠の位置」を有する自動車は、令和2年4月1日から令和2年4月7日までに自動車検査証記載の有効期間の満了日が到来するものを除きます（継続契約締結手続き猶予の適用対象外）。

※2 7都府県以外に自動車検査証の「使用の本拠の位置」を有する自動車は、令和2年4月1日から令和2年4月16日までに自動車検査証記載の有効期間の満了日が到来するものを除きます（継続契約締結手続き猶予の適用対象外）。

検査対象外車に関しては、令和2年2月28日から令和2年7月1日までに共済期間の終期が到来する共済契約について、同一車両に係る継続手続きを令和2年7月1日限度として、猶予いたします。

2. 継続契約の共済掛金払込みの猶予 ※必ず事前に当組合の業務部までお申し出ください。

令和2年2月28日から令和2年8月31日までにご契約者様が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、令和2年8月31日を限度として、猶予いたします。

II. 異動・解約等に係る特別措置

【自賠責共済】

1. 特別措置の内容

異動（自賠責証明書の記載内容の変更手続き）、解約または契約内容の訂正手続きについて、令和2年9月30日までに手続きいただければ、次の通り実際の事実発生日等に遡って（4月23日を限度）に対応させていただきます。なお、共済掛金の払込みが必要な場合は、当該手続き時に共済掛金の払込みをお願いします。

(1) 異動手続きに係る異動日について

- ① 車両入替以外の場合、事実発生日となります。
- ② 車両入替の場合、「所定の確認書類（解約事由証明書等）に基づく抹消登録等の日」または「代替車取得等の日」のいずれか遅い方が異動日となります。

(2) 解約手続きに係る解約日について

- ① 所定の確認書類（解約事由証明書等）に基づく抹消登録等の日となります。

2. 特別措置の実施期間

令和2年9月30日まで

なお、上記の特別措置の内容は、今後の状況等により変更する場合がありますので、ご了承ください。

業務部お問い合わせ先：052-872-1222